

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
上十三地区家畜衛生推進協議会
(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
0176-25-2362 (FAX 0176-23-3888)
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

豚コレラの農場調査結果と対策について

岐阜県2例目の豚コレラ発生農場について、国の疫学調査チームによる農場立ち入り調査結果の概要が公表されました。

- 1、飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていた。
- 2、畜産エリアと非畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄・消毒が行われていない場合もあった。
- 3、飼養管理者が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があった。
- 4、農場周辺や地域の山塊では豚コレラに感染した野生いのししが確認されていた！！

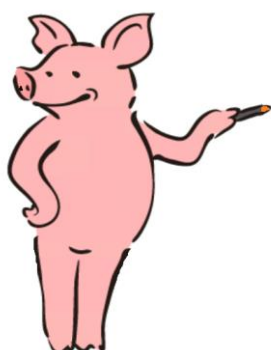
すなわち、

「飼養衛生管理基準**遵守が不十分**なため、農場**周辺に存在**していた豚コレラウイルスを**農場内に持ち込んで**しまった。」

ことが、原因とおもわれます。



そこで、**今一度確認を!**





一連の作業（飼料給与、清掃、豚の出荷、死亡豚の管理など）
に関連する農場内の敷地の全てが衛生管理区域になっていますか？



豚舎外で使用していた器具や重機等については、十分な水洗を行
い適切な消毒を行った後、豚舎内で使用していますか？



農場に出入りする車両の消毒をしていますか？ タイヤなどに
付着した病原体の持込を防止できていますか？



衛生管理区域専用の衣服および靴を使用していますか？
豚舎専用の衣服および靴を使用していますか？



複数の従業員で飼養管理を行う者は、できるだけ作業を限定し、
消毒や作業手順について定期的に教育や訓練を行っていますか？



野生動物の侵入防止対策はできていますか？

豚コレラは高い発病率と死亡率をしめす病気ですが、高熱や死亡が見ら
れない場合でも

- ・「流死産」が複数頭の豚で認められる

（1例目の豚コレラ発生農場でみられた症状です）

- ・発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎が散発する

以上のような様子がみられた場合にも

すみやかに

家畜保健衛生所まで通報してください!!

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所

平日:0176-23-6235

夜間・休日:090-6453-7023